

弘前市エコストア・エコオフィス認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化・資源化等、環境に配慮した事業活動（以下、「環境配慮活動」という。）を推進している店舗又は事務所をエコストア又はエコオフィスとして認定し、その取組を推奨することにより、市内事業者の環境への意識を高め、市民と一体となった行動を促進し、市の将来都市像である「みんなで創り みんなをつなぐ あずましりんご色のまち」をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エコストア 環境配慮活動を積極的に推進している店舗で、第3条第2項の規定による認定を受けたものをいう。
- (2) エコオフィス 環境配慮活動を積極的に推進している事務所で、第3条第2項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 認定事業者 エコストア又はエコオフィスを有している事業者をいう。
- (4) 優良認定事業者 エコストア又はエコオフィスを6年間連続して認定を受けている事業者をいう。

(認定の申請等)

第3条 市内に店舗又は事務所を有する事業者は、エコストア又はエコオフィスの認定を受けようとするときは、エコストア認定申請書（様式第1号）又はエコオフィス認定申請書（様式第1号の2）に市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、エコストアに係る申請については別表第1に掲げる要件を、エコオフィスに係る申請については別表第2に掲げる要件を満たしていると認めたときは、当該申請に係る店舗又は事務所をエコストア又はエコオフィスに認定する。ただし、当該店舗又は事務所の事業活動が公序良俗に反するなど、市長が適当でないと認めたときは認定しないことがある。

3 市長は、前項の規定によりエコストア又はエコオフィスを認定したときは、当該事業者に対し、エコストア認定証（様式第2号）又はエコオフィス認定証（様式第3号）を交付する。

(変更の届出)

第4条 認定事業者(前条第1項又は第6条第1項の規定により申請中の事業者を含む。)は、申請に係る事項に変更があったときは、エコストア変更届出書（様式第4号）又はエコオフィス変更届出書（様式第4号の2）に、変更する事項を記載して市長に届け出なければならない。

(認定の期間)

第5条 第3条第2項(次条第2項の規定により準用される場合を含む。)による認定の期間

は、認定の日から2年間とする。ただし、優良認定事業所は、認定の日から4年間とする。

(認定の更新)

第6条 認定事業者で、前条の期間を経過した後において当該エコストア又はエコオフィスについて引き続き第3条第2項の規定による認定を受けようとするものは、エコストア更新申請書(様式第5号)又はエコオフィス更新申請書(様式第5号の2)に市長が必要と認める書類を添付し、認定の期間が経過する日までに市長に申請しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、前項の規定による申請に準用する。

(認定事業者の責務等)

第7条 認定事業者は、第1条の目的を達成するために、環境配慮活動に一層積極的に取り組まなければならない。

2 認定事業者はエコストア又はエコオフィスにおいて、市が作成したエコストア・エコオフィスのマークを広告等に用いることができる。

3 認定事業者は、第3条第3項の規定により交付された認定証を当該エコストア又はエコオフィス以外において使用することができない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、エコストア又はエコオフィスが次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の規定に基づく認定を取り消すことができる。

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 第7条第2項の規定により使用を許可されたエコストア・エコオフィスのマークを使用の条件に違反して使用したとき。

(3) 公序良俗に反する行為その他市長が適当でないと認めた行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、エコストア認定取消通知書(様式第6号)又はエコオフィス認定取消通知書(様式第6号の2)により通知するものとする。

3 認定事業者は、第1項の規定により認定を取り消されたときは、市長に対して直ちにエコストア認定証又はエコオフィス認定証を返還しなければならない。次条の規定により認定を辞退するときも、同様とする。

(認定の辞退)

第9条 第3条第2項の認定を辞退しようとする事業者(第3条第1項又は第6条第1項の規定により申請中の事業者を含む。)は、市長にエコストア認定辞退届(様式第7号)又はエコオフィス認定辞退届(様式第7号の2)を提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にエコストア又はエコオフィスの認定を受けている事業者は、この要綱の施行の日から次の更新までの期間、施行後の規定により認定を受けたものとみなす。

別表第1

1	事業活動に伴い排出される廃棄物を適正に処理していること。
2	ごみ減量の取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 生ごみの削減 (2) 簡易包装の推進 (3) レジ袋の削減 (4) 紙使用量の削減 (5) 使い捨て容器（トレイ等）、使い捨て製品の使用削減 (6) その他市が認める活動
3	古紙類の資源化のほか、環境にやさしい調達の実施、リユース、リサイクルの取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 環境ラベル製品の購入推進 (2) 事務用品、事務機器のリユース (3) リサイクルの推進 (4) その他市が認める活動
4	地球温暖化対策、有害物質削減の取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 日常的な省エネルギー対策 (2) 省エネルギー機器の導入 (3) 自動車利用における環境配慮 (4) 節水の取組 (5) その他地球温暖化対策 (6) 低農薬・有機栽培農産物の販売 (7) その他市が認める活動
5	環境教育、その他環境保全活動として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 従業員への環境教育 (2) 地域での環境保全活動の実施 (3) 環境管理システムの導入等 (4) その他市が認める活動

別表第2

1	事業活動に伴い排出される廃棄物を適正に処理していること。
2	ごみ減量の取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 紙使用量の削減 (2) 使い捨て製品の使用削減 (3) その他市が認める活動
3	古紙類の資源化のほか、環境にやさしい調達の推進、リユース、リサイクルの取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 環境ラベル製品の購入推進 (2) 事務用品、事務機器のリユース (3) リサイクルの推進 (4) その他市が認める活動
4	地球温暖化対策、有害物質削減の取組として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 日常的な省エネルギー対策 (2) 省エネルギー機器の導入 (3) 自動車利用における環境配慮 (4) 節水の取組 (5) その他地球温暖化対策 (6) 有害物質削減の取組 (7) その他市が認める活動
5	環境教育、その他環境保全活動として次の各号に掲げるいずれかを行っていること。 (1) 従業員への環境教育 (2) 地域での環境保全活動の実施 (3) 環境管理システムの導入等 (4) その他市が認める活動